

水道料金、下水道使用料改定に向けた議論の開始

1 改定の経緯

静岡市は、能登半島地震の経験から、地震による上下水道の被害の深刻さと復旧までに想定以上に時間を要することを認識しました。

また、大災害時においても早い段階で市民が一定の給排水サービスを利用できるようにすることが重要であることから、最重要な給排水経路を選択して、取水から排水処理までの一本の線（給排水経路）がつながっているという状態を確保する上下水道一体の『選択的耐震化』の重要性を改めて認識しました。

その認識のもとで、静岡市の上下水道の耐震化の状態を再評価したところ、大きな弱点があることがわかりました。それは、従来の耐震化の取組みでは、水道事業・下水道事業それぞれで優先すべき管路等を決定していたため、上下水道一体の一本の線としての耐震化が進んでいないことです。現状では非耐震管が各地区に点在し、大地震の後、一本の給排水経路のどこかに損壊が発生すると、その経路上の全ての地区で給排水ができない状態となる恐れがあります。

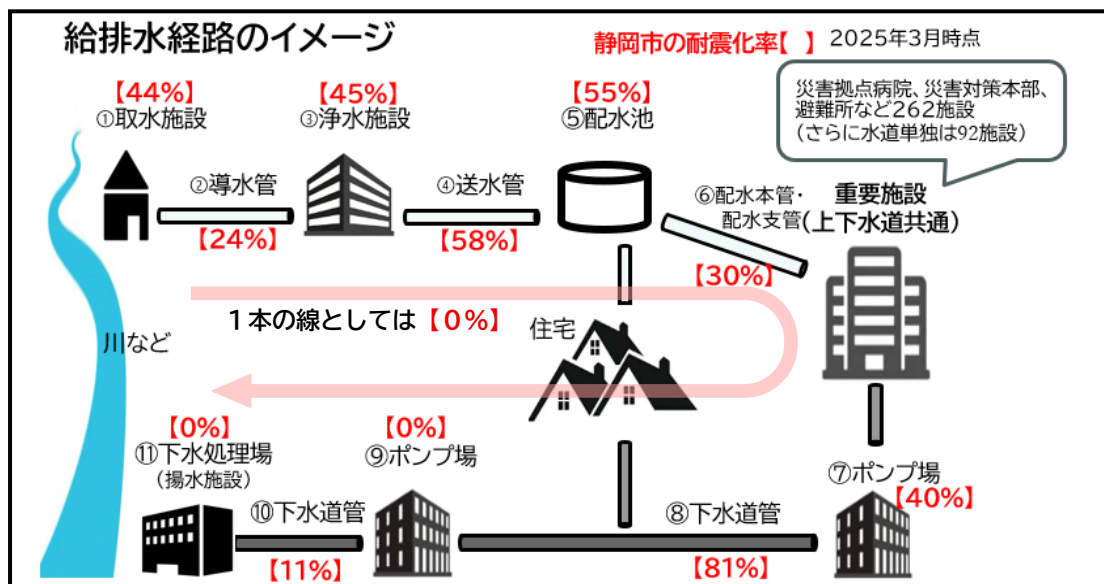
南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 80%に引き上げられたこともあり、耐震化を加速することが必要です。このため、現在の耐震化の状況と必要な工事期間等から事業計画を見直しました。

具体的には、「2035 年の目指す姿」を、災害時においても災害拠点病院、災害対策本部、中学校区 1 箇所の避難所（給水拠点）にて給排水ができる状態とし、2036 年以降は各地区の給水拠点を増やし、2040 年には小学校区に最低 1 箇所の避難所（給水拠点）において給排水ができる状態とすることとしました。

一方、近年の物価や労務単価等の高騰により経営に必要な費用が増加している中、従前から行っている老朽化対策も進める必要があります。

老朽化対策に加え、耐震化事業を 2040 年までの期間で集中投資し実施していくにあたり、将来の財政見通しを試算したところ、水道料金・下水道使用料を改定する必要が生じました。

具体的な水道料金・下水道使用料改定案については、今後、7 月から 12 月にかけて開催を予定している上下水道事業経営協議会(※)において議論し、同協議会からの意見書を踏まえたうえで、2026 年 2 月定例会へ改定に係る条例案の提出を目指します。



※上下水道事業経営協議会

上下水道事業の計画の策定、進捗管理や水道料金・下水道使用料について調査審議を目的に設置する附属機関。委員は学識経験者、関係団体職員、公募市民等 11 名（2025 年 7 月時点）

2 事業費及び財源

重要施設の線的耐震化を全て完成させるための事業費は、試算で約 1,700 億円（水道事業約 1,050 億円、下水道事業約 650 億円）を見込みました。

このうち耐震化を加速して実施する 2040 年までに必要な事業費は、約 1,510 億円（水道事業約 1,000 億円、下水道事業約 510 億円）となります。

また、継続して行う必要がある老朽化対策で約 2,120 億円（水道事業約 680 億円、下水道事業約 1,440 億円）、経営に必要な維持管理費約 5,420 億円（水道事業約 1,920 億円、下水道事業約 3,500 億円）等を見込み、2025 年度から 2039 年度までの 15 年間で必要な財源を試算しました。

この結果、コスト縮減などに取り組みつつ、国庫補助金や企業債（借入）を活用したとしても、約 1,040 億円（水道事業約 600 億円、下水道事業約 440 億円）の財源が必要となります。

両事業は、原則、費用を収入で賄う独立採算方式で行っているため、料金・使用料の改定が必要な状況です。

3 耐震化の投資集中期間

2025～2039 年度（15 年間）

4 検討の内容

耐震化の投資集中期間に必要な財源（水道事業約 600 億円、下水道事業約 440 億円）を 15 年間で 1 度の改定（2026 年 6 月）とする場合

改定率は、水道料金：約 +50% 下水道使用料：約 +40%

※個々の利用者が支払う料金・使用料の実際の改定率は、使用した水量や水道メーターの口径の大小によって異なります。



15 年間で 1 度の改定の場合では改定額が大きいことと、世代間の負担の公平性を考慮し、投資集中期間（15 年間）を 3～5 年で分割し、段階的に複数回改定することとします。

⇒改定周期、改定率、料金設定など改定内容を議論していきます。

※世代間の負担の公平性：その時点で必要な経費をその時居住している市民で負担するという考え方

なお、山間部の簡易水道事業の料金は、「同一市民・同一料金」の考えのもと、水道料金が定められている「静岡市水道事業給水条例」を準用すると定められていることから、水道料金の改定に合わせて、簡易水道の料金も改定します。

※2035 年までに簡易水道エリアの小中学校区、各 1 か所の避難所（給水拠点）の給水を可能にする。

【次頁あり】

5 今後の予定

2025 年 7 月 25 日	第 2 回上下水道事業経営協議会	} 審議
2025 年 8 月	第 3 回上下水道事業経営協議会	
2025 年 10 月	第 4 回上下水道事業経営協議会	
2025 年 12 月	第 5 回上下水道事業経営協議会	
	⇒料金改定に関する意見書を受理	
2026 年 2 月	2 月定例会に条例改正議案を上程し、2026 年度当初予算案と合わせて審議・議決	
～	新料金制度について周知・広報	
2026 年 6 月	6 月利用分から新料金開始（条例施行）	

担当：上下水道局 上下水道経理課(水道：054-270-9204、下水道：054-270-9205) 中山間地水道課（簡易水道 054-207-9471）
--